承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性ワタ（改変*vip3A*、改変*cry1Ac*、改変*cry2Ab2*、*Gossypium hirsutum* L.）（COT102×15985、OECD UI: SYN-IR102-7×MON-15985-7）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

承認番号　14－46Ｐ－0009

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	デュポン株式会社 代表取締役社長　田中　能之 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（改変*cry1F*、*pat*、*cry1Ab*、改変*vip3A*、*Zea mays* subsp. *mays*（L.）Iltis）（1507×MON810×MIR162、OECD UI: DAS-01507-1×MON-00810-6×SYN-IR162-4）（*B*、*t*、Cry1F maize line 1507、MON810及びMIR162それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該トウモロコシから分離した後代系統のもの（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）を含む。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	—

○経済産業省告示第百七十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十六年経済産業省告示第百九号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の一部を改正する件）を次のように改正する。

平成二十六年八月十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

災害名	地域	指定の期間
平成二十五年台風二十六号による災害	東京都	平成二十五年十月十六日から平成二十六年十一月十四日まで
	大島町	

○海上保安庁告示第九十六号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年八月十五日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中型回転翼航空機（最大離陸重量二、五〇〇kgを超え一五、〇〇〇kg以下のもの）の項中

「 MH　688 」を「 MH　688 」に改める。

同	エアバス・ヘリコプターズ式ＥＣ225Ｌ１Ｐ型	ＪＡ　688Ａ
MH　690		ＪＡ　690Ａ

別図（七）（第二条関係）中

「ユーロコプター式ＥＣ225Ｌ１Ｐ型」を

「ユーロコプター式ＥＣ225Ｌ１Ｐ型
エアバス・ヘリコプターズ式ＥＣ225Ｌ１Ｐ型」に改める。

附　則

この告示は平成二十六年八月十八日から施行する。

○中国地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十五日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
雲南市三刀屋町坂本三九七番八から同市三刀屋町乙加宮二六番一まで	前	九・七〇～二八・四〇（メートル）	〇・二一〇（キロメートル）
	後	一二・五〇～二八・四〇（メートル）	〇・二一〇八（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十五日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡山市南区泉田五丁目三四四番三二から同市南区泉田五丁目三四四番三一まで	前	三八・〇〇～四三・〇〇（メートル）	〇・〇二七（キロメートル）
	後	三八・〇〇～四〇・〇〇（メートル）	〇・〇二七（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十五日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	出雲市白枝町三七六番から同市白枝町二二四番四まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月十五日